

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） （06-6208-9637）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における審査委員の承認
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、土地及び建物の権利関係又は評価について公正な判断をする審査委員を個人施行者が選任するにあたって必要な手続を定めており、個人施行者は、市長の承認を受けて、審査委員を選任しなければならないとされています。 また、個人施行者は、市長の承認を受けて、審査委員を解任することができるかとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第53条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第14条第1項及び同条第3項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第16条
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （審査委員） 第五十三条 個人施行者は、都道府県知事等の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規程又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第16条） マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令 （組合に置かれる審査委員） 第十四条 次に掲げる者は、組合に置かれる審査委員となることができない。 一 破産者で復権を得ないもの 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （第2項 省略） 3 組合は、審査委員が次の各号のいずれかに該当するときその他審査委員たるに適しないと認めるときは、総会の議決を経て、その審査委員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 （個人施行者の選任する審査委員） 第十六条 第十四条の規定は、個人施行者が選任する審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「総会の議決を経て」とあるのは、「都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の承認を受けて」と読み替えるものとする。
標準処理期間	おおむね20日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	承認申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備考	